

板橋区立男女平等推進センター
スクエア・I（あい）

令和4年度
(2022年度)

事業報告書

東京都板橋区
令和5年（2023年）8月



目 次

令和4年度（2022年度）事業報告書

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 施設概要／施設案内 | 1 |
| 2 事業実施状況 | |
| (1) 令和4年度（2022年度）講座・講演会 | 5 |
| (2) 令和4年度（2022年度）発行物 | 12 |
| (3) 令和4年度（2022年度）その他普及啓発事業 | 13 |
| (4) 第23回いたばし男女平等フォーラム講演内容 | 16 |
| 3 東京都板橋区男女平等参画基本条例 | 18 |

1 施設概要／施設案内

施設概要

令和5年（2023年）4月現在

設置目的

男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として設置。

名 称

板橋区立男女平等推進センター

愛 称

スクエアー・Ⅰ（あい）

※ 開館から10周年にあたる平成21年（2009年）3月に公募により決定。

「たくさんの色々な人たちが集まる場（スクエアー）を板橋（Ⅰ）に作っていこう」という思いが込められている。また、英語のⅠには、「私」や「アイデンティティー」、「愛する」の意味合いも含んでおり、老若男女誰もが集い、主体的に学習できる場所であることを表している。



開設年月日

平成11年（1999年）10月1日

所在地

情報資料コーナー・団体交流室

〒173-0015 板橋区栄町36-1 グリーンホール7階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩5分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩5分）

相談室 ※令和5年（2023年）8月現在、区役所本庁舎内仮移転中

〒173-0014 板橋区大山東町32-15 板橋区保健所5階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩8分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩3分）

連絡先

情報資料コーナー・団体交流室

電話 03-3579-2790

相談室

電話 03-3579-2188

ホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/1002339.html>

開館時間

情報資料コーナー・団体交流室

9:00~20:00

(休館日：年末年始、施設点検日等)

相談室

9:00~17:00

(休館日：第2土曜日以外の土曜・日曜・祝日、年末年始)

施設規模及び内容

施設総面積 約 129 m²

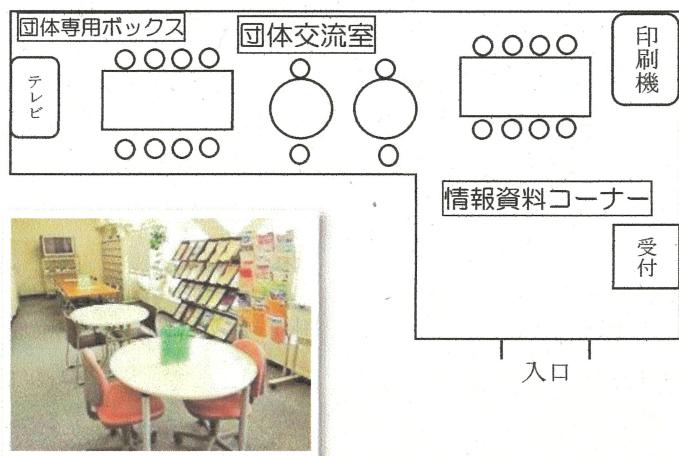
内訳：情報資料コーナー・団体交流室
相談室

約 71 m²

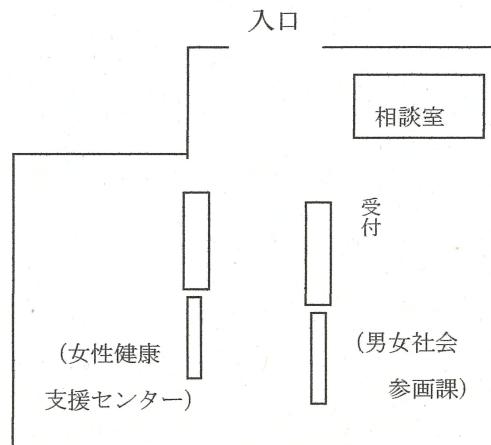
約 58 m²

(※令和5年(2023年)8月現在、相談室・男女社会参画課は区役所本庁舎内仮移転中)

【情報資料コーナー・団体交流室】



【相談室】



組織



施設案内

情報資料コーナー

男女平等参画に関する図書やDVD等が揃っており、閲覧や貸出（一人あたり5冊まで、2週間）を行っている。また、国や大学などが発行する資料や他の自治体などの情報（チラシや情報誌など）の収集及び提供を行い、区民や団体が様々な活動をするための支援を行っている。

【所蔵資料】(令和5年(2023年)4月1日現在)

| 書籍 | 資料 | ビデオ・DVD |
|---------|---------|---------|
| 2,855 冊 | 1,029 冊 | 115 本 |
| 3,884 冊 | | |

【令和4年度(2022年度) 利用人数及び図書貸出冊数実績】

| 情報資料 コーナー 利用人数 (前年度比) | 図書貸出 (前年度比) | | |
|--------------------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| | 新規 登録 | 貸出 人数 | 貸出 冊数 |
| 1,289 人 (-12 人) | 14 人 (±0 人) | 94 人 (-34 人) | 197 冊 (-130 冊) |

団体交流室

情報資料などの閲覧や、男女平等参画に関する活動・交流の場として利用できるフリースペース。男女平等推進センターの登録団体が使用する団体専用ボックスや優先で利用できるテーブル等が設置されている。

(1) 男女平等推進センター団体登録要件

- ・「板橋区男女平等参画基本条例」の理念に賛同できる団体であること
- ・構成員は5名以上で、男女平等の推進をはじめとした多様性を尊重する社会の推進に関する学習・活動を行っていること
- ・構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者であること
- ・団体としての規約などが整備され、活動計画を有していること
- ・各団体代表者は登録団体連絡会（年数回開催）に出席し、男女平等参画推進に関する区主催事業及び登録団体主催事業に協力・参加できること ※営利目的や政治・宗教活動には利用できない。

(2) 登録団体のメリット

- ・団体交流室に設置された団体専用ボックスが利用できる。
- ・男女平等推進センターに設置されている印刷機を利用できる。（用紙は各自で持参）
- ・グリーンホール501・502・701・702・703会議室を一般料金の3割減額で利用することができる。（別途申請要件あり）

(3) 登録団体数

25団体（令和5年3月31日現在）

(4) 登録団体連絡会

年3回、男女平等参画推進行政に関して情報を提供するとともに、団体のネットワークづくりに資することを目的に開催している。

相談室

家庭や地域での人間関係、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、配偶者や恋人からの暴力などの相談を行う。

また、女性が健康について相談できる「女性健康支援センター」と連携し、「女性のための相談窓口」としても機能している。

(1)相談時間

総合相談

月曜～金曜日及び第2土曜日の9:00～17:00 ※面談は予約制 土曜は電話のみ

女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

第2・4・5の水曜日及び第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

DV専門相談

月曜及び木曜日の10:00～17:00

第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

チャット相談

月曜～金曜日の14:00～20:00 ※令和4年7月19日から実施

(2)令和4年度(2022年度)相談件数

【総合相談】

| 相談内容 | 相談件数 |
|-------------------|---------|
| 自分自身の問題 | 780件 |
| 家族・親族関係 | 16件 |
| 子ども関係 | 2件 |
| 人間関係 | 51件 |
| DV | 270件 |
| 職場・仕事関係 | 22件 |
| セクハラ | 1件 |
| その他の相談 | 65件 |
| 計 | 1,207件 |
| 内 子育てママの個別カウンセリング | (再掲)40件 |
| 内 性的マイノリティに関する相談 | (再掲)20件 |

【女性のための働き方サポートとフェミニスト相談】

| 相談内容 | 相談件数 |
|---------|------|
| 働き方サポート | 1件 |
| 自分自身の問題 | 22件 |
| 家族・親族関係 | 0件 |
| 子ども関係 | 0件 |
| 人間関係 | 0件 |
| DV | 0件 |
| その他 | 0件 |
| 計 | 23件 |

【DV専門相談】

| 相談件数 |
|------|
| 89件 |

【チャット相談】

| 相談件数 |
|------|
| 37件 |

2 事業実施状況

令和4年度(2022年度) 講座・講演会

いたばし男女平等フォーラム

保

一時保育あり

前身である「女性のつどい」から数えて30年以上にわたり実施している。毎回、公募区民による運営メンバーと協働で企画・運営を行い、男女平等参画意識の普及・啓発を図っている。

第23回目の開催となった今回は、上野 千鶴子氏による基調講演、ワークショップや講座、親子で楽しめる企画など様々な催しを実施した。

※基調講演の内容は16ページに掲載。

| 日時 | 内 容 | 参加者数 |
|-----------|--|--|
| 1月28日 (土) | <ul style="list-style-type: none">・基調講演「ジェンダー後進国日本～わたしの“学ぶ・働く・暮らす”を阻むものは何？～」 講師：上野千鶴子さん（社会学者／東京大学名誉教授／認定NPO法人WAN理事長）・講座「成果を高める働き方改革」 講師：工藤真由美さん（パートナーコンサルタント（株式会社ワーク・ライフバランス））・イベント「育児カードゲーム『カジークジー』体験会 & ミニ講演」 講師：中西信介さん（保育士／パパママ子育て応援部Hiタッチ!!）・区民団体協力企画「ハギレ革でつくるSDGsキーホルダー」 | <p>延べ 152人 +YouTube ライブ 視聴433人</p> <p>アーカイブ YouTube 配信 再生回数 101回</p> |

I (あい) サロン

※ 子ども同伴可

毎月、協力団体とテーマを設定し、参加者同士で気軽におしゃべりをする「仲間づくりの場」として実施。少人数でおしゃべりする中で、お互いの悩みや経験等を共有することで、男女平等参画の意識を持つきっかけだけではなく、地域のつながりも生まれている。

| 実施日 | 協力団体（略称） | テ　ー　マ | 参加者数 |
|------------|--------------------|----------------------------------|------|
| 7月5日 (火) | 成増まちの学校 | 多文化共生と私 | 9人 |
| 8月2日 (火) | WakuWakuサロン | 見て楽しい！もらって嬉しい！オリジナルバルーンフォトブーケづくり | 10人 |
| 9月6日 (火) | 男女平等12人会 | 終活をどうする？ | 15人 |
| 10月11日 (火) | 温かい人間関係を築くサンクチュアリー | あなたにとっても私にとっても心地よい人間関係 | 10人 |

| 実施日 | 協力団体（略称） | テ　マ | 参加者数 |
|----------|----------------|----------------------------|------|
| 11月1日（火） | いたばしアイカレッジ・ネット | 「家族」って、誰と誰？　「家庭」って、どういうもの？ | 10人 |
| 12月6日（火） | 板橋後見センター | 一緒に考えよう成年後見制度 パートⅡ「任意後見制度」 | 11人 |
| 1月10日（火） | 新日本婦人の会板橋支部 | 新聞ちぎり絵にチャレンジ&おしゃべり | 9人 |
| 2月7日（火） | 東京YWCA板橋センター | 指ヨガで心も体もリラックス | 25人 |
| 3月7日（火） | キャリアカフェ | カラーセラピー&足湯カウンセリング | 15人 |

※いずれも14:00～16:00

男女平等参画セミナー

男女平等参画に係る具体的なテーマのもと、セミナーを実施。近年は男性向け講座やLGBTに関するセミナーを主に実施している。

| 実施日 | 場所 | テ　マ | 講　師 | 参加者数 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 8月3日（水） 19:00～21:00 | オンライン (Zoom) | 「ソーシャル・メディア時代のリテラシー」 | 田中 洋美 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授) | 23人 |
| 10月28日（金） 19:00～21:00 | オンライン (Zoom) | 「これからのお子もたちの育て方～性差別の解消のために～」 | 太田 啓子 (弁護士) | 21人 |
| 11月2日（水） 19:00～21:00 | オンライン (Zoom) YouTube配信 11/10～11/25 | 「家事する人だって”社会人”だ！」 | 山崎 ナオコーラ (作家) | 21人 動画再生回数 61回 |
| 1月15日（日） 10:00～12:00 | オンライン (Zoom) | 「幸せを感じるための“なくす家事”」 | マキ (シンプルライフ研究家) | 43人 |
| 2月17日（金） 19:00～21:00 | オンライン (Zoom) YouTube配信 3/8～3/31 | LGBTセミナー「子どもや身近な人が性的マイノリティかな？と気づいたら」 | 星 賢人 (株)JobRainbow代表) | 17人 動画再生回数 77回 |

区民協働企画講座

保

区と団体が協働で講座等を実施している。団体が自らの活動で身に着けたスキルや知識を活かした講座は、男女平等参画に関する情報を区民に効果的に提供している。

また、団体の育成を図ることで、男女平等参画の啓発をより多くの区民に向けて効率的に展開することが期待できる。

※毎年度団体を公募し、審査を経て3団体に決定。

| 実施日 | 場所・団体 | テ　マ | 講　師 | 参加者数 |
|---------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------|
| 12月11日 (日) 14:00～16:00 | 文化会館/オンライン (Zoom) 新日本婦人の会板橋支部 | 最新の脳科学から　ヒトの脳はグラデーション | 塚原 伸治 (埼玉大学大学院教授) | 41人 オンライン 11人 |
| 2月25日 (土) 14:00～16:00 | グリーンホール/オンライン (Zoom) 男女平等12人会 | 「女の本音　男の本音 無意識の思いこみ・偏見 (アンコンシャス・バイアス) をなくしましょう！」 | 瀬地山 角 (東京大学大学院総合文化研究科教授) | 61人 オンライン 20人 |
| 3月4日 (土) 14:00～16:00 | グリーンホール NPO法人性世代技術者育成アカデメイア | 「だれでも学べる・やさしいプログラミング 講座～ノートパソコンやスマホでプログラムを作成してみよう～」 | 中島 啓介 (NPO法人性世代技術者育成アカデメイア理事長) | 7人 |

広報活動

- ・区報である「広報いたばし（6月4日号）」に、男女平等参画に関する意識啓発の記事を掲載
- ・区役所本庁舎内の音声付き電子掲示板で来庁者に向けて男女共同参画週間をPR

男女平等推進センター登録団体による様々な企画講座

内閣府が提唱する6月23日～29日の「男女共同参画週間」に合わせ、男女平等推進センター登録団体主催による様々な啓発活動を実施している。グリーンホールで男女平等推進センター登録団体主催により、憲法等のテーマを基に、各団体の知識やノウハウを生かした内容で講座や展示・交流コーナー等のプログラムを実施した。

※男女社会参画課は協力者として連携

○6月16日（木）～6月18日（土）「2022いたばし　男女共同参画週間行事」

＜テーマ＞

- ①命どう宝（命こそかけがえのない宝）
- ②平和なくして平等なし～差別と暴力のない社会をめざそう～
- ③聞く力～褒めるでも叱るでもなく認めるという在り方

- ④居心地の良い家族関係の作り方
- ⑤からだと心を癒すワークショップ～ストレスや疲れでしんどい方へ～
- ⑥女性・多様性の視点から考える防災対策～これまでの災害から学ぶ備えと支援～
- ⑦憲法カフェ～選挙の結果と改憲の関係を学びましょう！～
- ⑧これでいいの？日本の医療～みんなが安心して長生きするために～

就労関連講座

結婚・育児などで退職した後、もう一度自分らしく働きたいと考える女性や、起業を目指す女性を支援するために、就職活動・起業に必要なビジネススキルの習得や準備・心構えを学ぶための講座を、庁内関係所管課等と共に実施している。

子育て女性のための再就職支援セミナー（板橋区産業振興課・ハローワーク池袋との共催事業）

保

女性が子育てと両立しながら働くコツ、ライフプランやキャリアデザイン、就職活動等を学んでいくセミナー。平成29年度より産業振興課・ハローワーク池袋との3者共催事業として実施。（全2回）

| 実施日 | 場所 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|------------------------------------|---------|--|---|--------------------------|
| 第1回 7月19日（火） 第2回 7月26日（火） | グリーンホール | 第1回 「どっちもカンペキじゃないでいい！子育てママのための『もういちど働く』セミナー」 第2回 「再就職に向けて、今できることを始めてみましょう！」 | 第1回 きしなおこ (ハナマルキャリア総合研究所) 第2回 水藤和歌子 (ハローワーク池袋マザーズコーナー) | 第1回 16人 第2回 13人 |
| | | | | |

※いずれも10:00～11:30

女性向け起業入門セミナー（板橋区産業振興課・企業活性化センターとの共催事業）

保

起業を考えているが具体的にどうしたらいいか分からず、起業仲間が欲しい、という女性に向けた講座。起業のノウハウや板橋区で受けられる支援、実際に起業した女性の体験談等を実施。

| 実施日 | 場所 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|-----------------------------------|----------------|--|--|--------------------------|
| 第1回 7月31日（日） 第2回 8月7日（日） | 中央図書館 1階ホール | 起業のい・ろ・はを知ろう！ 地域で起業した先輩女性に学ぼう！ ・起業の基本講座 ・ミニセミナー・相談会など | ・中嶋 修 (企業活性化センター所長) ・菊池 強史 (企業活性化センター専門員) ・綿引 智美 (綿引税理士事務所) ・今野 照子 (カフェ8月のライオンオーナー) | 第1回 20人 第2回 20人 |

※いずれも9:30～11:30

女性再就職支援セミナー（東京しごとセンターとの共催事業）

保

結婚・出産等で離職した女性を対象に再就職にあたってのノウハウや具体的な仕事探しのポイント等を学ぶセミナー。希望者にはセミナー終了後キャリアカウンセラーによる個別相談会を実施。

| 実施日 | 場所 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|-------------------------|---------|-------------------------|------------------------------|------|
| 12月1日（木） 10:00～12:00 | グリーンホール | 好印象テクニック～印象の仕組み×眉メイク実践～ | たなか けいこ (印象コンサルタント・ヘアメイク) | 24人 |

いたばしI (あい)カレッジ

平成8年に女性リーダーの育成と活用を目的に開講した。テーマや受講対象者、時間帯をそれぞれで設定したうえで、具体的な講座内容を企画している。

子育てママの未来計画

出産・育児等で一度社会を離れて孤立し、社会復帰への一歩が踏み出せない女性に対し、自己肯定感を高め、社会復帰に向けて前向きになるための支援事業として、東京家政大学と共に平成29年度から実施している。

| 実施日 | 開催方法 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|---|-----------------|---|---|-------------------------------------|
| レジリエンス編 第1回 8月26日(金) 第2回 9月2日(金) 家政学編 第1回 9月9日(金) 第2回 9月16日(金) | オンライン (Zoom) | レジリエンス編 (忙しい毎日の中 でも自分らしくい るために) 家政学入門編 (子どものいる毎 日を充実したもの にするために) | 並木 有希 (東京家政大学 女性未来研究所 副所長・人文学 部准教授) 平野 順子 (東京家政大学 短期大学部保育 科准教授) | レジリエンス編 延べ21人 家政学入門編 延べ13人 |

※いずれも 10:00～11:30

いたばしI (あい)カレッジ女性版前期

女性を対象に、自己肯定感を高め、自分の能力を発揮できるようになるための継続的な学びの機会を提供することで就労や地域活動参加など社会参画への意欲向上、仲間づくり、自主的な活動を促す講座を実施した。（3回連続講座）

| 実施日 | 開催方法 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|----------|-----------------|--------------------------|---|-------|
| 7月3日（日） | グリーンホール | 「働く女性のための パートナーシップ講座」 | 杉野 珠理 (公認心理師と精神 科医のコミュニケーションラボ代表) | 延べ30人 |
| 7月10日（日） | オンライン (Zoom) | | | |
| 7月17日（日） | | | | |

※いずれも10:00～11:30

いたばしI (あい)カレッジ女性版後期

| 実施日 | 開催方法 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|------------------------------------|-----------------|--|--------------------------|---|
| 2月8日 (水) 2月15日 (水) 2月22日 (水) | オンライン (Zoom) | 第1回自分らしく過ごすための女性の健康とウェルネス 第2回おうちでできる性のおはなし 第3回親子で学ぼう！こころ・からだ・性のふしぎ | 染矢 明日香 (NPO法人ピルコン理事長) | オンライン (Zoom) 延べ61人 後日配信 88回 |

※いずれも19:00～20:30

いたばしI (あい)カレッジ男性版

「いたばしパパ月間」に合わせ、職場や家庭における心理学理論の応用について学ぶ講座を実施した。(全2回)

| 実施日 | 開催方法 | テーマ | 講師 | 参加者数 |
|------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------|-------------|
| 前編 10月20日 (木) | オンライン (Zoom) | アドラー心理学に学ぶ家庭円満と仕事の生産性向上大作戦 前編 | 熊野 英一 (株)子育て支援代表取締役 | 延べ43人 |
| 後編 10月27日 (木) | | アドラー心理学に学ぶ家庭円満と仕事の生産性向上大作戦 後編 | | 後日配信 80回 |

※いずれも19:00～20:30

いたばしパパ月間

10月を「いたばしパパ月間」と位置づけ、男性の家庭生活のサポートに関連する様々な取組・啓発を行った。

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ・区内で活躍する団体等とのイベント |
| | ・東京都、北区、日テレ・東京ヴェルディベレーザとの連携事業での出張展示 |
| | ・インスタグラムの活用 |
| | ・男女平等参画セミナー講座（1回）、いたばしI (あい) カレッジ男性版講座（2回） |
| | ・イオン板橋ショッピングセンターでのパネル展示 |
| | ・育児カードゲーム『カジークジー』体験会 |

ダイバーシティフェア

多様性を活かし合う豊かな成長社会を目指し、ダイバーシティ＆インクルージョン（D&I）の推進のため、区役所のダイバーシティ（多様性）に関連する各課の取組や人権等に関するパネル、ユニバーサルデザインに関する展示、LGBTセミナーの開催、D&Iに関する情報誌の発行等を行った。

| 実施期間 | 場所 | 内容 |
|-----------------------|-------------------|--|
| 2月16日（木）～ 2月22日（水） | 本庁舎1階 イベントスクエア | <ul style="list-style-type: none">・パネルで知ろう！ダイバーシティ・アウェアネスリボンの配布・多様性を身近に！LGBTセミナー（男女平等参画セミナーの一環として実施） |

北朝鮮人権侵害問題啓発

12月10日～16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせ、重大な人権侵害である拉致問題に関する啓発展示を行った。

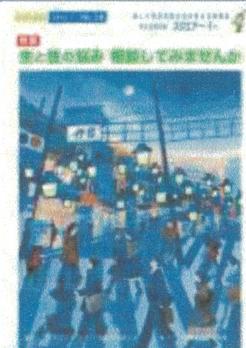
| 実施期間 | 場所 | 内容 |
|-------------------------|--------------|---|
| 12月12日（月）～ 12月16日（金） | 本庁舎1階 壁画前 | <ul style="list-style-type: none">・拉致問題のパネル展示・拉致問題啓発DVD放映・パンフレットの配布 |

令和4年度(2022年度)発行物

男女平等参画推進情報誌「スクエアー・I(あい)」

編集委員を区民から公募し、区と協働で企画・取材・編集を行う。令和4年度は第28号を発行。特集記事は「生と性の話 相談してみませんか?」と題し、女性のからだのライフサイクルや女性健康支援センターの紹介などを掲載した。

区立施設や区内の銀行、医療機関等に配布し、広く男女平等参画の啓発・普及を図った。



| 発行月 | 発行部数 | 内 容 | 編集会議 |
|-----|--------|--|------------------------|
| 2月 | 5,000部 | スクエアー・I(あい) 第28号 [特集] 「生と性の話 相談してみませんか?」 [その他] ・男女平等推進センターからのお知らせ など | 5月～1月 (全8回) 編集委員 3人 |

男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」

男女平等推進センターが、男女平等参画に関する話題について、データなどを使ってわかりやすく発信する情報紙。



| 発行月 | 発行部数 | 内 容 |
|-----|--------|---|
| 11月 | 1,000部 | I City～あいしてい～ No.23 [特集]「世界で学ばれている『包括的性教育』」 国際セクシャリティ教育ガイドの内容や包括的性教育の効果などを紹介している。 |

令和4年度(2022年度) その他啓発事業

いたばしgood balance会社賞

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む板橋区内の中小企業等を、平成24年度から「いたばしgood balance 会社賞」として表彰している。

令和4年度(2022年度) 3社が受賞し、区長室で表彰式を開催。これまでの10年間で33団体を表彰している。表彰式や、受賞企業の取組を紹介したリーフレットを配布することにより、区内事業者の意識啓発も図っている。



いたばしgood balance
ロゴマーク

2つの色は、ワーク(仕事)と
ライフ(生活)を表している。
また、このマークには角がなく
左にも右にも自由に傾くため、
「一人ひとりのライフステージ
に応じて、仕事と生活のバランス(それぞれの比率)は変
化する」ことを表している。中心の笑顔は、「社員が笑顔
で明るく働く会社」を表現している。

令和4年度(2022年度) 表彰企業紹介



株式会社NHC

【代表者名】 代表取締役 山口 英司
【創業年月】 2002年7月
【所在地】 成増1-7-22
【電話番号】 03-6909-8555
【業種・事業】 小売業、新聞販売
【総従業員数】 34人(男性22人、女性12人)
＜令和4年(2022年)11月現在＞



イチオシ!

- ◎ 休暇の消化目標の設定・シフト調整による年次有給休暇の計画的取得の促進
- ◎ 地域の困りごとを解決する「まごころサポート」やセミナーによる地域貢献
- ◎ 従業員投票によるMVP制度で互いを評価し認め合う風土の醸成



株式会社RCdesign

【代表者名】 代表取締役 井上 功一
【創業年月】 1982年4月
【所在地】 高島平1-43-14
【電話番号】 03-3934-0835
【業種・事業】 建築業、建築物の設計及び施工
【総従業員数】 18人(男性14人、女性4人)
＜令和4年(2022年)11月現在＞



イチオシ!

- ◎ シニア世代・外国籍の方など職種・経験・人種の違いを活かした職場環境づくり
- ◎ 有給休暇奨励日の設定による夏期・年末年始の長期休暇取得の実現
- ◎ 不妊症・不育症治療のための休暇や育児目的休暇など独自の規則の制定



株式会社協同クリエイティブ

【代表者名】 代表取締役 田中 なおみ
【創業年月】 1978年8月
【所在地】 成増2-10-3-202
【電話番号】 03-3975-7143
【業種・事業】 板橋・練馬のタウン誌発行
【総従業員数】 4人(女性4人)
＜令和4年(2022年)11月現在＞



イチオシ!

- ◎ 無料タウン誌発行による地元情報の発信や職場体験受け入れによる地域貢献活動
- ◎ 繁忙期の仕事の割り振り調整や外部発注による月平均残業2時間の実現
- ◎ 業務改善のために意見を出しやすい職場環境づくり

DV（デートDV）防止啓発事業



区内大学の大学祭への出展

若年層に対する「デートDV防止」の啓発を図るために、区内大学の大学祭へ出展し、パープルリボンの配布や展示を行っている。

出展は、区の男女社会参画課・健康推進課・予防対策課の3課で連携しており、デートDV防止・乳がん予防・HIV予防に関する啓発を、板橋区役所として一体的に行っている。



令和4年度（2022年度）出展大学

淑徳大学・淑徳短期大学、帝京大学、大東文化大学の大学祭で出展

※東京家政大学は学外者立ち入り不可のため、パンフレットの配布を依頼した

「成人の日のつどい」における啓発

例年、板橋区内で開催される「成人の日のつどい」（成人式）において、DV防止啓発に関する物品（相談室のお知らせ、あぶらとり紙、パープルリボン）を配布している。

女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、アウェアネスリボンキャンペーンを行い、本庁舎1階のプロモーションコーナーで展示を行った。

DV防止に関するパネルの展示や、パープルリボンの配布、アウェアネスリボンに関する各課の取組や相談室を周知するためのリーフレットやカードの配布を行い、区役所に来庁された方々に向けて啓発活動を実施した。

デートDV防止啓発出前講座

交際に対して誤った認識を持つてしまいがちな中学生に対して、デートDVについての正しい知識の重要性について理解してもらうことを目的に、出前講座を行っている。

令和5年（2023年）3月6日（月）・8日（水）・9日（木）・10日（金）・13日（月）

実施場所：区立赤塚第三中学校・加賀中学校・志村第二中学校・上板橋第一中学校・高島第一中学校

実施対象：第9学年生徒

講師：東京弁護士会法教育総合センター所属弁護士・男女社会参画課職員

その他普及啓発事業

メディアリテラシー講座

メディアの情報を正しく理解して活用し、上手にコミュニケーションする力（メディアリテラシー）の向上のために、ネット上のさまざまなトラブルに巻き込まれることがなくなるよう注意喚起を目的に出前講座を行っている。

令和5年（2023年）3月6日（月）・8日（水）・9日（木）・10日（金）・13日（月）

実施場所：区立赤塚第三中学校・加賀中学校・志村第二中学校・上板橋第一中学校・高島第一中学校

実施対象：第9学年生徒

講師：男女社会参画課職員

第23回いたばし男女平等フォーラム基調講演

「ジェンダー後進国日本～わたしの“学ぶ・働く・暮らす”を阻むものは何～？」

＜開催概要＞

- ・とき 2023年（令和5年）1月28日（土） 14:00～16:30
- ・場所 板橋区立グリーンホール 2階ホール
- ・講師 上野 千鶴子さん（東京大学名誉教授／NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク理事長）
- ・参加者数 98名（ライブ配信へのアクセス回数は433回）

＜講演要旨報告＞

第23回いたばし男女平等フォーラムにおいては、上野千鶴子さんをお招きし、「ジェンダー後進国日本～わたしの“学ぶ・働く・暮らす”を阻むものは何～？」というテーマでお話ししていただきました。

上野さんはまず東京大学の女子学生の割合が2割を超えないという「東大女子2割の壁」の問題についてお話しさされました。問題の要因として挙げられたのが「アスピレーションのクーリングアウト」です。学びたい、成長したい、何事かを達成したい、という気持ちのことをアスピレーションといいますが、その気持ちに水をかけられ、「女の子はそんなに頑張らなくていい」と言われ続けたら、頑張ろうという気持ちを失ってしまいます。18歳の入試の年から差がついているわけではなく、生まれた時から「女は女らしく」という「ジェンダーの社会化」を受けていることが東京大学の女子学生の少なさに繋がっています。医師の養成教育を女性にしても無駄だという考え方を大学が持つて、入口で絞っていたのが、2018年に発覚した医学部不正入試問題です。

労働の問題に目を向けてみても、男女間の賃金格差は、改善されてきているとはいえ、諸外国と比較するといまだに大きく、女性の就業率は上昇してきていますが、働く女性の10人に6人が非正規雇用という現実があります。このような格差の一因として「令和4年度男女共同参画白書」（内閣府発行）で挙げられたのが、昭和型の税制・社会保障制度です。配偶者控除や第3号被保険者制度などは、専業主婦への優遇策にも見えますが、実際には男性稼ぎ主型モデルを温存するものであり、女性の就労の抑制につながっています。

「男性は仕事、女性は家庭」というような性別役割分担に賛成する人は減少していますが、今私たちが直面しているのは、「男性は仕事、女性は仕事と家庭」という新・性別役割分担です。男女平等法制や雇用の規制緩和により、女性の就労は推し進められてきましたが、その一方で、低賃金の労働力として仕事をしながら、家事・育児・介護も担う女性が増え、結果として女性の労働時間は長くなり、割の悪いポジションに当てられてしまっています。

市場経済の観点から見てみると、男女平等を実現している企業の方が、売上高経常利益率が高いという研究結果が出ています。あらゆる分野において、男性中心の研究開発チームに女性が入るとイノベーションが進み、経済価値が高まるという結果も出ています。にもかかわらず、多くの日本企業は、経済的合理性よりも既存のシステムの維持を優先し、

改革ができていません。

日本社会を変えることはできないのでしょうか？上野さんは変えられると言います。東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長、森喜朗氏の「女性が多い会議は時間がかかる」という発言に反発する形で「#わきまえない女」というアクティビズムが発生しました。差別発言があったときに、反論しない、つられて笑ってしまう、沈黙してしまうことは、その発言に同意をすることと変わりありません。

「わきまえる男」がいる間は、社会は変わりません。「わきまえる女」がそこに入っています。それでも変わらなければなりません。「わきまえない女」が入っていって初めて社会は少しずつ変わっていきます。家庭科の男女共修、男女混合名簿、女性のお茶汲み慣行の廃止など、少しずつではありますが、変わってきたこともあります。おかしいと思うことを、飲み込まずに、その時、その場で声を上げていく。そして男性にも傍観者にはならないでほしい。そのような活動の蓄積が社会を変えてきたし、これからも変えていくことができる。私たちが変ってきたのだから、あなたにも変えられます。そうお話しされて上野さんは、基調講演を締めくくられました。

以上

○東京都板橋区男女平等参画基本条例
平成15年3月6日東京都板橋区条例第8号
東京都板橋区男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 推進体制（第14条・第15条）

第4章 苦情処理（第16条—第21条）

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会
(第22条—第25条)

第6章 雜則（第26条）

付則

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣習の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帶していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができる、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくることが必要です。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。

（2） 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3） 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

（4） 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

（5） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

（1） 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

（2） 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣習が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。

（3） 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

（4） 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

（5） 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるよう環境が整備されること。
(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。

2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分

野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

(1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項

(2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

(3) 区議会で審議中又は審議が終了した事

項

- (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項
(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

- (1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
- (2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
- (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。
- 2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するため、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
- (2) 行動計画の実施結果に関する評価
- (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雜則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

| |
|--------|
| 刊行物番号 |
| R05-64 |

板橋区立男女平等推進センター スクエアー・I (あい)
令和4年度（2022年度）事業報告書

発 行 令和5年（2023年）8月
編 集 板橋区総務部男女社会参画課
〒173-8501
東京都板橋区板橋2丁目66番1号
TEL 03-3579-2486
FAX 03-3579-2129

再生紙を使用しています。